

公益社団法人徳島県建築士会 地域会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人徳島県建築士会(以下「本会」という。)定款第49条の規定に基づき、地域会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(地域会の設置)

第2条 本会は、定款第4条の目的を達成するため及び本会と会員との連絡調整を図るために地域会を設置する。

(地域会の区分)

第3条 地域会の区分は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 徳島地域会 徳島市、神山町、佐那河内村
- (2) 鳴門地域会 鳴門市
- (3) 小松島・勝浦地域会 小松島市、勝浦町、上勝町
- (4) 阿南・那賀地域会 阿南市、那賀町
- (5) 海部地域会 美波町、牟岐町、海陽町
- (6) 板野地域会 藍住町、板野町、上板町、北島町、松茂町
- (7) 川島地域会 吉野川市、阿波市、石井町
- (8) 美馬地域会 美馬市、つるぎ町
- (9) 三好地域会 三好市、東みよし町
- (10) 学生地域会 学生会員

2 会員は、本人の希望により、いずれかの地域会に所属することとする。

(地域会の役員)

第4条 地域会(学生地域会を除く)に次の役員を置く。

- (1) 地域会長 1名
- (2) 副地域会長 3名以内

(役員職務)

第5条 地域会長は、本会理事が勤めることとし、地域会を代表し、地域会を運営する。

2 副地域会長は、地域会長を補佐し、地域会長に事故があるときはその職務を代理し、地域会長が欠員のときはその職務を行う。

(役員選任)

第6条 地域会の役員は、地域会所属の正会員の中から地域会の総会で選任する。

(役員任期)

第7条 地域会の役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の終結のときまでとする。

ただし、再任を妨げない。

2 本会定款第29条第3項、第4項及び第30条の規定は、地域会の役員に準用する。

(地域会規程及び地域会運営規程)

第8条 本会定款及びこの規則に定めのある場合を除き、地域会の組織、資産及び会計その他必要な事項は、地域会が別に規程で定める。

2 本会定款第4条の事業を行うにあたり、その運営のため必要な事項は、地域会が別に規程で定める。

3 前2項の規程を定め、又はこれを変更するには、理事会の承認を受けなければならない。

附則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規則は、平成30年5月15日より施行する。